



Title	定訳となった斎藤英文法における品詞用語とその周辺について : Article にかかわる概念、訳語の変遷を視座に
Author(s)	佐古, 敏子
Citation	言語文化共同研究プロジェクト. 2017, 2016, p. 17-29
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/62024">https://doi.org/10.18910/62024</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

# 定訳となった斎藤英文法における品詞用語とその周辺について

—Article にかかわる概念、訳語の変遷を視座に—

佐古敏子(D3)

## 1. はじめに

今日の学校文法において、品詞分類の中で最小限の扱いとされるものに **Article** がある。しかしながら、自国語に **Article** をもたない、我々日本人が英語習得の過程で、しばしば悩まされる品詞がまさに **Article** であり、その微妙な用法を習得することは、実は、けっして容易なことではないといえよう。

英学黎明期<sup>1</sup>と称される幕末から明治初期にあつて、英学を志した蘭学者たちは **Article** の特質について、いかにして理解を深めていったのであろうか。

和蘭文法における **Lidwoord (Article)** について、すでに豊富な知識を備えていたであろう蘭学者たちにとり、英語の **Article** には **Definite article** の **the** と **Indefinite article** の **an** ならびに **a** に大別され、これにくわえ、**Zero article** (無冠詞) の三種があること、くわえて、和蘭語のそれとは異なり、**Article** には二次的な機能、すなわち、性、数などを示す機能がないことを、はたして、いかに把握していたのであろうか。

当該期の英文法書を訳編するにあたり、原書に示された **Article** にまつわる概念、定義あるいは、例文(句)が意図するところを、どの程度まで理解できていたのであろうか。さらには、今日、定訳となった「冠詞」なる訳語に至るまで、**Article** には、ほかに、どのような訳語が創出されたのであろうか。

筆者の研究の意図は、こうした英学黎明期における訳述英文法書(以下、英文典と称す)と、その底本、あるいは底本とされる英文法書(原書)とを照合することで、両者間の異同の有無、ならびに、その要因を調査し、これに検討を加え、**Article** にかかわる概念、訳語、あるいは、その例文(句)における推移について考察すること、さらに、その検討結果を踏まえ、今日の学校文法において定訳となった斎藤文法にみる訳語<sup>3</sup>「冠詞」に至るまでの変遷を検証することにある。

本稿では、そうした英学黎明期の各英文典にまつわる調査、分析に先行して、まず、斎藤文法で使用された品詞用語とその周辺について——具体的には、斎藤秀三郎、スウィントン (**W. Swinton**)、および、ブリンクリー (**F. Brinkley**) による文法書で用いられた品詞用語、ことに **Article** あるいは、その訳語、ならびに、概念の推移を視座として——考察を進めたい。

今日の学校文法における体系内容の基盤を築いた斎藤文法では、**Article** にまつわる概念、定義がいかに明記され、品詞分類の上でどのような位置づけで捉えられていたか、また、その例文(句)がどのようなものであったのか、斎藤文法について、いささかの把握が必須であると考えらるからである。

くわえて、筆者の研究テーマは、先述の通り、英学黎明期の英文典の内容的考察である。した

<sup>1</sup>「英学黎明期」の定義については諸説あるが、以下、定宗(1939)による定義を示す。

定宗数松『日本英学物語』三省堂、1939

「フェートン号事件(1808)からガイド・フルベッキ等が教鞭をとる開成学校設立(1870頃)に至るまでを「英学黎明期」と区分する。」p. 9。

<sup>2</sup>古くは、**Article** は独立した品詞として認められていたとされるが、その働きがおもに実詞の修飾語として用いることに限られる点から、ひとつの品詞と捉えがたい。この点で、**Article** の扱いは品詞分類の上で非常に複雑な問題であり、結果、今日の学校文法では、一般的には、代名詞か形容詞の一種として、あるいは、品詞分類とは離れ、特筆すべき項目の一つとして、その位置づけがなされているといえよう。

<sup>3</sup>斎藤の英文法書に関する伊藤氏(2000)による評価を以下に示す。

伊藤裕道「刊行100年斎藤秀三郎 *Practical English Grammar* (1898-99) を読む」(『日本英語教育史研究』第15号、日本英語教育史学会、2000) pp.113-132。

「日本人による本格的文法書として初めて登場し、(筆者により中略)今日の英文法学習にも斎藤文法(用語)が脈々と受け継がれている、(同：後略)」

がって、斎藤文法で使用され、後に定訳となった「冠詞」なる訳語が創出されたのは、はたして、英学黎明期のいかなる英文典であったのかについて検証する上でも、その手がかりとして、まずは、斎藤文法とその周辺の英文法書について概観しておくことが必須であることも、同じく、その要因となった。

なお、本稿が『共同プロジェクト言語文化の比較と交流 4』に掲載いただくことから、紙幅の都合により、ここでは、斎藤文法とその周辺にまつわる調査、分析までを扱いたいと思う。

## 2. 先行研究の現況と残された課題

我が国の英学黎明期における英文典について内容的考察に特化した研究はあまりなされていない。当該期の英文法体系に関する研究を辿れば、重久篤太郎（1932）、竹村覺（1933）、勝俣詮吉郎（1936）、豊田實（1939）、井田好治（1968）、そして高梨健吉（1975）各氏の限られた先行研究に負うところが多い。

しかし、筆者が調査した限りでは、その多くは文法用語一覧（表）の作成に留まった研究に限られたものであり、品詞分類において、ことに Article にかかわる訳語、その概念ならびに、例文（句）などの内容に踏み込んだ研究となると、先の井田好治、つづいて、杉本つとむ（1993）、伊藤裕道（1998）、水野修身（2005）、そして朱鳳（2009）各氏、くわえて、和蘭語文法、日本語文法との関連を視野に入れ、調査するも、岡田和子（2006）ならびに、飛田良文（2008）両氏のほか、あまりなされていない、限られた実状を確認する結果となった<sup>4</sup>。

先述のように、英学黎明期の各英文典の検討に先行して、本稿では、まず、斎藤文法とその周辺の英文法書（原書）における Article に関する調査、分析を行うものであるが、ここで扱う文法書の内容的考察、ことに Article の研究に特化した先行研究についても、北山長貴（2010）、柳浦恭（2010）、そして斎藤浩一（2011）各氏のほか、あまり多くはなされていない。

さらに、Article に関する上掲の先行研究の中であって、各英文典とそれぞれの底本、あるいは、かなりの部分において依拠したであろう（以下、底本と記す）とされる各原書との照合による詳細な調査、分析となると、筆者が調査した限りであるが、いずれも多くはなされていないように思う。

したがって、筆者は、Article にまつわる概念、訳語の変遷について考察を進めるにあたり、英文典と原書とを照合の上、異同の有無を注視することに重きを置き、両者間に顕著な相異があった場合、また、省略、あるいは加筆等の箇所がみられた場合には、その要因について調査、分析により、考察を進めるものとする。

先述の通り、本稿では、今日の学校文法の観点から、斎藤文法における品詞用語とその周辺について検討を行う。

具体的には、まず、日本人により英語で書かれた初の英文法書とされる HIDESABURO SAITO（1898）ならびに、その日本語版であり、今日の学校文法において定訳とされる文法用語を呈した、斎藤秀三郎（1950）を採り上げる。さらに、斎藤が幾冊もの英文法書を著す際に、多大の影響を受け、その多くを依拠したであろうスウィントン（1878）、つづいて、時の明治政府に招聘された、いわゆる「お雇い外国人教師」<sup>5</sup>の中で、日本語による最初の英文法書を著したとされるプリンクリー（1909）から、当該箇所を引用の上、同じく、Article にまつわる概念、定義等について考察する。

## 3. 斎藤、スウィントンおよび、プリンクリーにみる Article にかかわる概念、定義について

本稿の意図は、斎藤文法とその周辺について考察するものであるが、ただ、本節では、上掲書を順次、採り上げるにあたり、はじめに、スウィントンの調査、分析を行うものとする。斎藤が依拠した原書が、他ならぬ、スウィントンによるものであったことがその理由である。

<sup>4</sup>各先行研究の詳細については、本稿【参考文献】を参照。

<sup>5</sup>重久篤太郎『日本近世英学史』教育図書、1941。

「明治時代の初期には、英米人が御雇外国人として各種の教育機関に招聘せられ、西欧学術技芸移植の先行条件として英語を教えたが、……」とある。P.14.



HIDESABURO SAITO (齋藤秀三郎) が、先述のとおり、文法書(1898-99)<sup>8</sup>を發表した。まさに、日本人による全ページ、英語で著された、我が国で初めての英文法書であった。

本書の中で、齋藤は品詞分類について、次のように記している。

SAITO'S COMPLETE COURSE IN THE SYSTEMATIC STUDY OF THE ENGLISH LANGUAGE, (中略)

Practical English Grammar.

Volume I. —Nouns, Articles, Adjectives, Pronouns ----- .75

Volume II. —Verbs ----- .95

Volume III. —Adverbs, Prepositions, Conjunctions ---- .95

Volume IV. —Uses of Prepositions ----- .65 (後略) (表紙裏)

上の表記は、いわゆる品詞分類一覧表なるものではない。〈Uses of Prepositions〉なる項目をみることから、単に、各巻 (Volume) で扱う項目の見出しと、そのページ数とを記載するに留めていることがわかる。したがって、Articles は Volume I. で単に扱うべき項目としての見出しであって、そこには、総合的な品詞分類についての明確な一覧表がみえない。

しかし、元来、品詞として提示されるべき Interjection を仮に加え、本書の解説と照らし合せれば、依拠したスウィントン (1878) と同じく、齋藤は 8 品詞と認識していたことになる。となれば、Article についても、スウィントンと同じく、独立した品詞としての扱いはないことになる。

では、その認識の下で、齋藤は Article については、どのように受け止めていたのであろうか。以下、当該箇所を引用の上、検討を行う。

A Common Noun in the Singular Number must have an Article before it.

We should not say—

“I am reading book.” —

For — “I am reading a book or the book.” (p.54)

上の引用から、普通名詞は単数の場合、必ず、Article (a / an あるいは、the) を冠する必要があることを示している。スウィントン (1878) による前掲書に、こうした解説、例文はない。基本的な単語を用いた例文である。これを示すことで、当該期にあつて、冠詞をもたない我々日本人が Article の機能を容易に把握すべく、齋藤の配慮が窺えよう。

まずは、Article の基本的な機能を示した後で、次に、Article についてのより詳細な解説が続く。以下、引用の上、考察する。なお、引用に際し、例文(句)については、筆者によりこれを数例に留めた。また、引用文中の (中略) 等は同じく筆者による。

MEANING OF THE ARTICLES

A or An is called the Indefinite Article, and is the unemphatic form of the numeral “one.” (中略) a use, a useful thing, (中略) an hour, an heir, (中略)

“Bring me one pen.” — “One” is emphatic; (中略)

“Bring me any pen.” — “Any” is emphatic; (中略)

“Bring me a pen.” — The stress is laid on “pen”; a pen is wanted, not a pencil or a knife. (p.54)

---

<sup>8</sup>H. SAITO, *PRACTICAL ENGLISH GRAMMAR, VOLUME I*, KOBUNSHA, PUBLISHERS, Co. Ltd., TOKYO, 1898.

本書は Vol. I~IV で構成される。Vol. I, II (1898), Vol. III, IV (1899) であり、Article については、このうち Vol. I からの引用である。

The is called the Definite Article. It is a weak, unemphatic form of “that.”  
“Bring me the book.” (中略) (p.55)

両者における異同は、スウィントンが前掲書(1878)において the, an, a が明確に Adjective の範疇(limiting adjectives)とした上で、これら 3 語を総称して Article なるものと捉えていたが、斎藤による本書では、これを Adjective の範疇とした扱いは確認できない点にある。したがって、limiting adjectives なる語の記述もない。

斎藤は Article なる用語をあてがっているものの、それは、品詞分類としての Adjective なる範疇ではなく、Chapter III. MEANING OF THE ARTICLES として別枠を設け、これに解説を加え、特筆すべき項目の一つとして位置づけているのである。筆者は、この視点が、まさに、今日、我が国の学校文法にみる Article の位置づけの原点と考えたい。

ただ、unemphatic form of numeral “one.” あるいは、unemphatic form of “that.” の記述から、その本質はスウィントンが用いた limiting adjectives (筆者註：制限形容詞) の範疇であろうと斎藤が認識していたことが推察される。

スウィントンとの間に異同がみられるのは、これにくわえ、その例文(句)においてスウィントンによる上掲書のそれとは多少異なっている点であるが、これは斎藤が当時の英語学習者が理解すべく、より周知した単語での例文(句)を設けた結果であろうか。

さらに、斎藤は、晩年、上掲書の日本語版なる英文法書(1950)<sup>9</sup>を著した。これによれば、英語版(1898-99)でみた用語 Indefinite Article, Definite Article に的確な訳語、— 今日、定訳となった文法用語 — を与えていることがわかる。以下、その引用に際し、当該箇所の解説が長きに渡るため、筆者により要約の上、これを示す。

凡ゆる言語は以上八種の word より成る。故に名付けて云う—  
八品詞

Adjective(形容詞) NOUN(名詞) VERB(動詞) Adverb(副詞) Pronoun(代名詞)  
Preposition(前置詞) Conjunction(接續詞) Interjection(間投詞)(後略) (pp.6-7)

本書『斎藤新標準英文典(上)』は上述の英語による文法書(1898-99)の日本語版であることから、同じく 8 品詞である。よって、「冠詞」についても独立した品詞扱いがなされていない。

## MEANING AND USE OF THE ARTICLES

### 冠詞の意味と用法

“A” 又は “An” は Indefinite Article (不定冠詞)と云い、数詞 “one” の軽い形である。  
(中略) a man (人)、an old man (老人)、A use (用法) (中略) an hour (一時間)、  
an heir (相續人) (中略)

“Give me one pen.” (ペンを一本下さい。“One”の意味が強い) (中略)

“Give me any pen.” (どのペンでもいゝから下さい。“Any”の意味が強い) (中略)

“Give me a pen.” (ペンを下さい。強勢は“pen”に置かれている) (中略) (pp.108-109)

“The” は Definite Article (定冠詞)と云い、指摘形容詞 “that” の軽い形である。(中略)

“Bring me the book.” (その本を持って来て呉れ。)(後略) (p.110)

ここでも、スウィントンとは異同がみられ、英語による上掲書と同じく、形容詞なる範疇としての扱いはない。注目すべきは Indefinite Article に「不定冠詞」また、Definite Article には「定冠詞」なる訳語が確認できる点である。今日の学校文法における用語が、ここにきて、定訳となったものと推定されよう<sup>10</sup>。

<sup>9</sup>斎藤秀三郎『SAITO'S NEW TEXT-BOOK OF ENGLISH GRAMMAR VOL. I 斎藤新標準英文典(上)』吾妻書房、昭和 25 年(1950)。同じく(下)巻、吾妻書房がある。

<sup>10</sup>上の調査結果を踏まえ、今日の学校文法用語と本書『新標準英文典(上)』で確認した訳語とを照合すれば、動詞分類の一部において、現用の文法用語でないのがみられるものの、異同がほとんどない。今日の学校文法と

### 3.3 ブリンクリーによる Article の定義

ここでは、まず、慶応 3 年(1867)、日本の海軍砲術学校のお雇い外国人教師に就任したブリンクリーが著した英文法書『語学独案内』<sup>11</sup>について考察する。

本書は外国人により、日本語で記述された最初の英文法書とされる。ここには、序文にあたるものはなく、また、目次もない。それぞれの例文(句)を導入する前に、文法について数行の解説がある。今日の文法書にみられるように、単元別に扱われるのではなく、例文(句)に沿う形で文法についての説明が縦書きに記述され、一方で、それぞれの例文は横書きとなっている。また、例題では平易な会話例を主としていること、これに加え、かなりのページが発音習得に割かれており、さらに、ブリンクリーが発音を逐一、片仮名で示していることから、当時の日本人学習者への深い配慮が窺え、大いに評価される点であろう。

筆者が調査した限りであるが、当該期にあって、発音表記に配慮した英文法書は他に類がなく、英語学習の習得に多大な影響を及ぼしたであろうと推察する。

以下、ブリンクリーによる品詞分類についての解説からの引用である。

- ①土地人物等ノ名ヲ substantive 「サブスタンテフ」即(實物)或ハ noun 「ナウン」即(名詞)ト云(中略)
- ②都テ名詞ヲ形容スル辭ヲ adjective 「エドジェクテフ」ト云即(形容詞)ナリ(中略)
- ③名詞ノ代リニ用ル詞ヲ pronoun 「プローナウン」ト云即(代名詞)ナリ(中略)
- ④物ノ有無又ハ働キ等ヲ云出ス爲ノ詞ヲ verb 「ベルブ」ト云即(働詞)ナリ(中略)
- ⑤形容詞或ハ働詞ヲ形容スル詞ヲ adverb 「アドベルブ」ト云即(副詞)ナリ(中略)
- ⑥名詞ヲ形容詞カ働詞ニ附属サセル爲ニ用ル詞ヲ preposition 「プレポジション」ト云即(前置詞)ナリ(中略)
- ⑦語ト語又ハ文章ト文章ヲ連合スル爲ニ用ル詞ヲ conjunction 「コンジャンクシン」ト云即(接續詞)ナリ(中略)
- ⑧物ニ感ジテ云出ス詞ヲ interjection 「インテルジェクシン」ト云即(間投詞)也(中略) (pp. 59-60)

品詞は 8 種に分類される。ここでも、同じく、冠詞は独立した品詞として扱われていない。ただ、簡略ではあるが、その冠詞 (Article) について、以下の解説をみる。次に、引用の上、これを検討する。

- 都テ物ニ付テノ總名ヲ區分シテ其一ヲ分明ナラシムル爲ニ名詞ノ前ニ用フル文字ヲ article 「アルテキル」ト云即(冠詞)ナリ而シテ冠詞ニ兩種アリ一ハ definite 「デフニト」 article 即(常冠詞)今一ハ indefinite 「インデフニト」article 即(不常冠詞)ト云(中略) (p.92)
- ①The 「ズィ」即(常冠詞)此音ハ一字ニシテ云バ(中略)
- ②不常冠詞ニ a 「ア」an 「アン」ノ兩種アリ(後略) (p.93)

---

の異同が若干みられるのは、Dative verbs 「與格動詞」を「授与動詞」とする点、また、Impersonal verbs 「いわゆる非人称動詞」が今日では一般動詞の項ではなく、「非人称 it 構文」で扱われる点が挙げられよう。

<sup>11</sup>原題：F. Brinkley, *AMENDED AND EXPANDED New Guide To English Self-Taught*, 『英圀砲隊ブリンクリー氏著語学獨案内(Guide to English self-taught)』印書局、東京、明治 8 年(1875)。本書は、我が国において外国人により日本語で書かれた、初めての英語学習書とされ、三編から成る、約 1000 頁の大作である。訳者を介すことなく、すべて、ブリンクリーによる編纂であろうと考える。それは、筆者が調査した限りであるが、これより、30 年後、ブリンクリーは、改訂版『新語学獨案内』を著したが、同書「序」において、日本語の運用力がより確かなものとなったので、さらなる改訂版を出版するに至ったとする経緯に触れていたからである。

くわえて、筆者が調査したところ、田中安子なる日本女性の妻、さらに、ブリンクリーが数学教師となった工部大学校の生徒に、先述した斎藤秀三郎がいたことが判明したが、こうした偶然がブリンクリーにより正確な日本語での著述を可能にした要因と推定されよう。調査の過程で、ブリンクリーと斎藤共著による文部省検定済み教科書が出版されたことが判明した。以下、参照されたい。

H. SAITO AND F. BRINKLEY, CAPT., R.A. *THE WORLD'S ENGLISH READERS No.4 FOURTH YEAR* THE NICHI-EISHA, TOKYO, 1914.

ここでは Article に訳語「冠詞」が用いられ、これを二分した definite article に「常冠詞」、indefinite article には「不常冠詞」なる訳語が与えられていることに注視したい。

さらに、本書より三十四年後、プリンクリーは、改訂版『新語學獨案内』<sup>12</sup>を著した。次に、その当該箇所についても引用の上、これに少しの検討を加えたい。

英語ニハ article (冠詞) ト稱シテ名詞ノ前ニ具置スル語類アリ、其用法甚ダ多ケレドモ日本語ニハ全ク之無シ、故ニ之ヲ學ブ學生ハ其困難一方ナラザル可シ、此ノ冠詞ニ二種アリ definite デフィニト article (定冠詞) indefinite インデフィニト article (不定冠詞) 是ナリ。

本書『新語學獨案内』では、プリンクリーによる上掲書『語学独案内』で用いられた訳語「常 / 不常冠詞」から、順に「定 / 不定冠詞」なる訳語に取って代わられたことが確認できよう。

くわえて、その刊行年度 (1909) から判断すれば、先の『齋藤新標準英文典 (上)』の中で齋藤が「定冠詞」「不定冠詞」なる訳語をあてがった以前に、プリンクリーが、すでに、本書の中でそうした訳語を用いていたことになり、この点で、齋藤が訳語を決定する際に、プリンクリーの本書を参考とした可能性も否めない。大いに注目したいところである。当該箇所について、さらなる検討を加えたい。文中の下線、あるいは、(中略) 等、筆者による。

不定冠詞ニハ a ア ト an アントノ二形アリ、(中略) 例ヘバ a man (男)、(中略) an ear イーアル (耳) 等ノ如シ。(中略) (p. 47)

定冠詞ニハ唯一ツノ形ナル the ェアリテ此ハ或ル極リタル一個ノモノヲ指シテ言フ、而シテ單数名詞ニモ亦複数名詞ニモ之ヲ具シテ可ナリ、(中略) (p. 49)

You use a bad pen. アナタハ悪イ筆ヲ使ヒナサル (中略)

You use the bad pen. アナタハ悪イ方ノ筆ヲ使ヒナサル

You use bad pens. アナタハ一體悪イ筆ヲ使ヒナサル (中略)

You use the bad pens. アナタハ悪イ方ノ筆ヲ使ヒナサル (後略) (p. 50)

ここでは、「定冠詞」「不定冠詞」が意味するところを 4 例で示すことにより学習者の理解を確かなものにすべく、プリンクリーの工夫がみえる。

例を挙げれば、例句 <bad pens> で、プリンクリーは「一體悪イ筆ヲ」と和訳することで、いわゆる総称複数を示し、<the bad pen> では、「悪イ方」の和訳をつけることで、限定された範囲において話者と聞き手の間で了解が成り立つといった、定冠詞が意味するところを的確な日本語で表現し得ているといえよう。そうした微妙な相異を学習者が容易に把握すべく、訳し分けを試みることで、ここでもプリンクリーの配慮がみてとれよう。

なお、本書では、品詞が総計、何種であるかについて、本文中に明記されていない。6800 もの暗唱例文が 1187 ページまで及んでいるが、この最後のページに続き、索引、凡例で品詞分類の纏めと解される各品詞名が列挙されている。これを引用の上、以下に示す。

a. --- adjective (形容詞)	adv. --- adverb (副詞)	art. --- article (冠詞)
con. --- conjunction (接續詞)	int. --- interjection (間投詞)	n. --- noun (名詞)
p. --- preposition (前置詞)	par. --- participle (分詞)	pro. --- pronoun (代名詞)
v. --- verb (働詞)		

(以下、本書における注意等が続いているが、筆者により後略)

品詞は 10 種に分類される。それは、冠詞、名詞、代名詞、形容詞、副詞、働詞、接續詞、前置詞、間投詞そして分詞であり、ここでは、前掲書と異なり、冠詞と分詞が独立した品詞として挙げられている点に大いに注視したい。

筆者が並行して調査対象とする和蘭文典、さらには、英学黎明期における英文典においても、本書と同じく、10 品詞とした文典が、僅かではあるが、判明しており、この詳細については次稿

<sup>12</sup>エフ、プリンクリー著『新語學獨案内』三省堂発兌、東京、明治 42 年 (1909) 脚注 7 を参照。



における検討課題と考える。

因みに、「動詞」についてであるが、ブリンクリーによる新旧の文法書（『語学独案内』ならびに、『新語學獨案内』）、共に、「働詞」なる訳語をあてがっている点に注視したい。

英文法書を執筆するにあたり、先述したように、ブリンクリーに多大の影響を受けたであろう齋藤は<sup>13</sup>、しかし、その日本語版（1950）の中で、ブリンクリーが用いた「働詞」ではなく、「動詞」なる訳語を用いたのである<sup>14</sup>。となれば、この訳語が創出されたのは、英学黎明期のいずれの文典であろうかといった疑問が残る。同じく、筆者の課題であり、次稿を期したい。

#### 4. H. SAITO(1898)、齋藤(1950)において Article を特記事項の位置づけとした背景について

齋藤(1950)の中で用いられた文法用語が、今日の学校文法において定訳となったとされるのは周知するところである。本稿では、そうした文法用語のうち、ことに、Article にまつわる概念、訳語を視座に検証を行った。その結果、解説、例文（句）において、多少の異同がみられたものの、齋藤秀三郎がスウィントン英文典を底本としたとする両者の関係を確認する結果が得られたように思う。

ただ、筆者はここで次なる一点について、いささかの疑問を呈すものである。それは、齋藤による英語版（1898）ならびに、日本語版(1950)では、その前者において、Article、後者では、「冠詞」なる用語を使用しているものの、それは、スウィントンが示したように、Adjective の下位範疇としてではなく、<Chapter III. MEANING OF THE ARTICLES>あるいは、<Chapter III. MEANING OF THE ARTICLES 冠詞の意味と用法>とした別枠を設け、これに解説を加え、特筆すべき項目として位置づけていた点である。スウィントンの視点とは一線を画し、英語、日本語による双方の文法書において、まったく同様の扱いがされているのである。

筆者は、この疑問から、本節では齋藤の上掲書（1898、1950）以前に存在したであろうスウィントンの原書と齋藤の翻訳書について再調査することとした。結果、上掲書（1898、1950）が刊行に至るまでの過程で、齋藤、スウィントンによるそれぞれの文法書が存在していたことが判明した。これにより、本節では、両者を照合、分析の上、さらに検討を進めたいと思う。

本稿 3 節までの検討結果から、スウィントンが Article について独立した品詞としての扱いをしていないことが明らかであった。それは limiting adjectives(筆者注：「制限形容詞」)であり、スウィントンはあくまでも Adjective の範疇として把握しているのである。さらに、limiting adjectives の下位範疇とした the を definite article、an、a を indefinite article と称した点に注視したい。スウィントンによれば、一品詞としては Adjective なる範疇の域を出ないが、そこに Adjective ではなく、Article なる用語をあてがったことが確認できる。

一方で、齋藤はスウィントンが扱ったように、Adjective の下位範疇として、さらに、それを二分し limiting adjectives とした Article の位置づけを受け入れていない。形容詞なる品詞分類から切り離し、特記事項として別枠を設けている。

しかし、齋藤が検討を重ねる過程も経ずに、スウィントンの記述にはない別枠を設け、そこで Article を特記事項として扱ったのであろうか。筆者には受け入れがたい仮定であった。

先述したように<sup>15</sup>、Article は古くは独立した品詞であったとされるが、今日の学校文法では、多くの場合、齋藤が設けた形容詞とは別枠での特記事項として扱われている。今日のこうした実状から判断すれば、当該期において、その位置づけがいかに難解な事項であったことが容易に窺い知れよう。

しかるに、齋藤がスウィントンによる Adjective の範疇とした説を受け入れずに、これを別枠と即断したとはけっして想定し得ない経緯であろう。

調査の結果、本稿 3.2 で分析を試みた前掲書(1898-99 ならびに 1950)が発表される以前に、齋藤が執筆した文法書の存在を知るに至ったのである。明治 17 年(1884)<sup>16</sup>に、齋藤によるスウィ

<sup>13</sup>本稿、脚注 11。

<sup>14</sup>本稿 p. 5。

<sup>15</sup>本稿、脚注 2 を参照。

<sup>16</sup>齋藤秀三郎『GUIDE TO SWINTON'S NEW LANGUAGE LESSONS. 齋藤秀三郎譯スウィントン氏英語學新式直譯』日進堂、明治 17 年(1884)。

トンの直訳本が刊行されていたことが判明した。齋藤秀三郎『スウイントン氏英語學新式直譯』である。

本書の当該箇所について調査を試みた結果、ここでは、齋藤が特別事項として記述するのではなく、スウイントンと同じく、Article を Adjective と解釈していること、これに加え、Article に「冠詞」なる訳語が附されていることが判明した。以下、その引用である。

### 第三 形容詞

- (一) 私ニ彼ノ本ヲ持来セ
  - (二) 此處二十頭ノ牛ノ群ガアル
  - (三) 熟シタル果實ガ拗切ラレテアル (中略) (p.11)
- (例文が3例挙げられ、以下、<解剖、説明、畧説>がこれに続くが、ここでは、筆者により例文、ならびに、説明の引用に留めた)

本書は、スウイントン(1877)の原書の傍らに置き、学習することが想定された訳本であることから、ここではその例さえも英語による表記がなされていない。したがって、原書が併用できない場合、a, an 及び the が文中のいずれで用いられているかについては、読み手側が想像でこれを補うほかないことを筆者は付記する必要がある。

- 説明○ [彼ノ] 及ビ [十頭ノ] ノ如キ箇様ナル語ハ名詞其レト彼等ガ結附ケラル、所ノ名詞ノ義ヲ限ルベク云ハル、
- [熟シタル] ノ如キ箇様ナル語ハ名詞ニ依テ名指サレタル者ノ或性質ヲ云頭スベク、又ハ名詞ノ義ヲ極メベク云ハル、名詞ノ義ヲ限ル又ハ極メル所ノ語ハ形容詞ト呼バル、(中略) (p.12)

- 註 (一) 時トメ形容詞ハ代名詞トヨバレタル詞ノ類ト共ニ用ヒラル、
- (二) a 又ハ an 及ビ the ハ形容詞デアル (如何トナレバ彼等ハ名詞ノ義ヲ限ル (又ハ説ク) 故ニ。然シナガラ彼等ハ屢々冠詞ト呼バル、
- (下線は筆者による)。 (p.13)

本書の検討に入れば、Article ならびに、冠詞を別枠と捉えた、齋藤の前掲書(1898-9あるいは、1950)とは大きく異なり、冠詞が形容詞である<a 又ハ an 及ビ the ハ形容詞デアル>と把握する齋藤の視点が明らかに見てとれる。

また、註(一)において、<代名詞トヨバレタル詞ノ類ト共ニ用ヒラル、>から、形容詞が「指示代名詞」あるいは、「(不定) 代名形容詞」の類と用いられることもスウイントンに倣い、指摘していることが確認できる。

さらに、註(二)では、形容詞が名詞を修飾、限定するといった機能を有することを認識しているおり、その上で<然シナガラ彼等ハ屢々冠詞ト呼バル、>から、a、an 及び the がそうした形容詞の範疇であるものの、これを「冠詞」と呼ぶとした点も把握している姿勢が窺え、本書を翻訳した時点(1884)では、齋藤がスウイントンの説を確かに踏襲していたことは明白であろうと考える。

### 丙

次ノ文章ニ於テ形容詞ヲ撰ベ、而シテ如何ニシテ汝ハ各々ガ形容詞デアルカヲ知ルカヲ示セ (p.14)

例「衝激スル處ノ」ハ (中略) 形容詞デアル、「岩圍ノ」ハ (中略) 故ニ形容詞デアル、[the] ハ [波] ヲ限ル處ノ冠詞デアル、[a] ハ [海岸] ヲ限ル處ノ冠詞デアル

- (1) 衝激スル處ノ波ガ岩圍ノ海岸ノ上ニ突キ當ル (中略) (p.15)
- (以下、例として、7文が列挙されているが、ここでは、筆者により1例に留める。)

本稿 3.2 の調査結果とは大きく異なり、本書(1884)では、斎藤が Article を形容詞の範疇から切り離し、特記事項として別枠を設けることはなかったことが判明した。ここにきて、筆者は、斎藤がその後、別枠を設け、特記事項とする表記に落ち着くまでに、Article を品詞分類の中でいかに捉えるべきかについて、分析、検討を重ねたであろうと、推察するものである。

品詞分類そのものについては、3.2 で検討した斎藤(1898-99 ならびに 1950)における分類と異同はみられない。以下、その引用箇所を参照されたい。

#### 大意

英語ニ於テノ總テノ語ハ詞類ト呼バレタルハッ(ママ)ノ種類ニ整ヘラルハ。

彼等ハ(左ノ通り)デアル

- (一) 名詞 (二) 働詞 (三) 形容詞 (四) 副詞  
(五) 代名詞 (六) 前置詞 (七) 接續詞 (八) 間投詞

(以下、各品詞について、簡単な定義、さらに、復閲問題が続くが、筆者により後略) (p.37)

次に、斎藤の本書『スウキントン氏英語學新式直譯』の底本であるスウィントン(1877)<sup>17</sup>との照合の必要から、以下、当該箇所を引用の上、これを検討する<sup>18</sup>。

1. Bring me that book.
2. Here is a drove of ten cattle.
3. The ripe fruit is plucked.

(例文が 3 例挙げられ、以下、<Analysis>がこれに続くが、ここでは、筆者によりこれを省略、例文、ならびに、Explanation の引用に留めた)

Explanation. — Words such as “that” and “ten” are said to limit the meaning of a noun with which they are joined. A word such as “ripe” is said to express some quality of the thing named by a noun, or to qualify the meaning of a noun.

A word which limits or qualifies the meaning of a noun is called an adjective. (p. 6)

本書の例文、あるいは、Explanation においても、斎藤の上掲書(1884)との間で異同がみられず、その上、的確な訳がなされていることがわかる。

#### NOTES.

- I. Sometimes adjectives are used with the class of words called pronouns. (See definition, page 11.)
- II. The words a, or an, and the are adjectives, because they limit (or define) the meaning of nouns; but they are often called articles. (中略) (p.6)

斎藤の上掲書(1884) にみる<註>との照合においても、異同が全く見られない。この照合による一致をみたことで、斎藤が Article を Adjective の範疇と捉えていたことが一層確かなものとなろうと考える。

#### C.

In the following sentences, select the adjectives, and tell how you know each is an adjective.

<sup>17</sup>William Swinton, *NEW LANGUAGE LESSONS: AN ELEMENTARY GRAMMAR AND COMPOSITION*. American Book Company, 1877.

<sup>18</sup>ただ、斎藤の上掲書『齋藤秀三郎譯スウキントン氏英語學新式直譯』が刊行されたのが明治 17 年(1884)であることから、斎藤が依拠したスウィントンの文法書は当然、それ以前のものであるべきところ、筆者が調査した結果、入手困難であり、内容的にさほど修正されていないであろう、最も近い原書として、William Swinton, *NEW LANGUAGE LESSONS: AN ELEMENTARY GRAMMAR AND COMPOSITION*. PUBLISHER: N. H. TODA (筆者注: 戸田直秀), TOKYO. 1888. が得られる結果となった。よって、本節では、同書より当該箇所を引用し、検討を進めるものとした。

MODEL: “Dashing” is an adjective because it is joined to a noun — “waves” — to qualify its meaning; “rock-bound” is an adjective, because it is joined to a noun — “coast” — to qualify its meaning; “the” is an article, limiting “waves;” “a” is an article, limiting “coast.”

1. The dashing waves beat on a rock-bound coast. (p. 7)

(以下、例として、7文が列挙されているが、ここでは、筆者により1例に留める。)

齋藤(1884)における<丙><例>で、英語による例文を添えた記載がないものの、日本語のみで示された<[a]ハ[海岸]ヲ限ル處ノ冠詞デアル>と、本書にみる当該箇所は共に合致する。この時点で、齋藤が Article を Adjective の範疇と捉え、スウィントンによる説、あるいは、Article の位置づけを忠実に受容、解釈していたことが、底本であるこの原書との照合から裏付けられよう。

品詞分類については、3.2 で検討した齋藤文法書における分類と異同はみられないが、以下、その引用箇所を確認されたい。

#### SUMMARY.

All the words in the English language are arranged in eight classes, called parts of speech. These are:

- |             |                 |                 |                  |
|-------------|-----------------|-----------------|------------------|
| 1. Noun.    | 2. Verb.        | 3. Adjective.   | 4. Adverb.       |
| 5. Pronoun. | 6. Preposition. | 7. Conjunction. | 8. Interjection. |

(以下、各品詞について、簡単な定義、さらに、復問問題が続くが、筆者により後略) (p.17)

## 5. おわりに

筆者の研究の意図は、蘭学から英学への過渡期ともいえる英学黎明期の各英文典にみる概念、訳語の変遷について考察すること、さらに、その検討結果を踏まえ、今日の学校文法において定訳となった齋藤文法に至るまでの変遷を検証することにある。

しかし、先述したように、本稿ではそうした英学黎明期の各英文典にまつわる検討に先行して、まず、今日の学校文法における体系内容の基盤を築いた齋藤文法で使用された品詞用語とその周辺について——齋藤秀三郎、スウィントン(W. Swinton)、および、ブリンクリー(F. Brinkley)による文法書に示された品詞用語、ことに Article あるいは、Article にあたる訳語、ならびに、その概念の推移を視座として——考察した。

具体的には、底本であるスウィントンによる原書と齋藤の訳本とを照合することにより分析、検討を行った。併せて、齋藤が影響を受けたであろう、ブリンクリーが著した日本語による文法書との照合もこれに組み入れ、考察を進めた。

その結果、解説、例文(句)において、多少の異同がみられたものの、齋藤秀三郎譯による文法書がスウィントン英文典を底本としたとする両者の関係を確認する結果が得られたように思う。

しかし、検証したところ、Article の位置づけについては、スウィントンは Adjective の下位範疇とした limiting adjectives と捉え、さらに、これを definite article、indefinite article に二分したものと把握しているが、一方で、齋藤のそれとは、大きく異同がみられる結果となった。齋藤はスウィントンが扱ったように Adjective の下位範疇とした Article の位置づけを受け入れていないのである。

今日の学校文法では、スウィントンの形容詞とした範疇から切り離し、Article を特記事項とした別枠を設けているが、齋藤による前掲書(1898、ならびに 1950)で検証した結果にみる、この視点こそが、まさに、今日の学校文法にみる Article の位置づけの原点と考えたい。

しかし、齋藤は検討を重ねる過程も経ずに、スウィントンの記述にはない別枠を設け、そこで Article を特記事項として扱ったのであろうか。この疑問から、本稿4節において、それ以前の過程で齋藤の翻訳文法書と底本であるスウィントンの原書の存在について調査した。結果、『スウィントン氏英語學新式直譯』を知るに至ったのである。同じく照合、分析を試みたところ、本書を翻訳した時点(1884)では、スウィントンと同じく、冠詞が形容詞の下位範疇であるとした齋藤の視点が見て取れるくだりを確認することができた。これにより、齋藤が翻訳を手がけた当初にお

いては、スウィントンの説を踏襲した事実があったことが明らかになったといえよう。

その後、斎藤が別枠を設け、特記事項とした、今日の学校文法における表記に落ち着くまでに、**Article** を品詞分類の中でいかに捉えるべきかについて分析、検討を重ねたであろうと、筆者は推察するものである。

しかし、斎藤は **Article** を形容詞の範疇と捉えようとするのではなく、なぜ、これを別枠としたのであろうか。**Article** が形容詞的な機能を有しつつも、同時に、形容詞のように実質的な意味を持ち合わせないことに加え、語形変化を成さない点で形容詞と捉えがたいと考えた故であらうか。

くわえて、斎藤が用いた訳語「冠詞」が創出されたのは和蘭文典、あるいは、英学黎明期のいかなる英文典であったのであろうか。検証が必須であり、こうした疑問についても筆者の今後の課題と考える。

さらに、本稿で明らかとなった分析結果を踏まえ、その観点から、これより遡ること約 100 年、我が国の英学黎明期の幕開けとなった『諳厄利亜語林大成』を始めとする各訳述英文法書（英文典）を研究対象に考察を進めることになるが、その分析結果については他稿を期したい。

### 【参考文献】

Bruce Mitchell and Fred C. Robinson,

*A Guide to Old English Seventh Edition*, Blackwell Publishing, Oxford, 1964

J. A. Burrow and Thorlac Turville-Petre,

*A Book of Middle English, Third Edition*, Blackwell Publishing, Oxford, 1992

- 井田好治 「明治における英文法範疇・訳語の変遷」(『言語科学』第4号、九州大学言語会、1968)  
「薩摩の英学(3) 一足立梅景編述『英吉利文典字類』考」(『英語英文学論叢』第20集、九州大学英語英文学研究会、1970)  
「『諳厄利亜語林大成』の英文法論について一本文校訂と英文法史的再考察」(日本英学史学会編『英学史研究』第8号、1975)  
「日本の初期英語辞典—英語の辞書<特集>- 理論と実際—」(『英語青年』127号、研究社出版、1981)  
「長崎原本『諳厄利亜興学小筈』『諳厄利亜語林大成』の研究」(『長崎原本『諳厄利亜興学小筈』『諳厄利亜語林大成』研究と解説』日本英学史料刊行会編、大修館書店、1982)
- 市河三喜、松浪有共編著  
『古英語・中英語初歩』研究社、1986
- 伊藤裕道 「無生物主語の構文」の史的検討——英語教育の視点から」(『佐野国際情報短期大学研究紀要』9号、佐野国際情報短期大学、1998)  
「現在分詞と動名詞(—ing form) 文法事項の指摘検討(4)」(『日本英語教育史研究』第14号、日本英語教育史学会、1999)
- 岡田和子 「蘭・英・獨語学における文法用語の成立と変遷(7) 現代文法から見た誤解」(『外国語教育論集』26、筑波大学外国語センター、2004)  
「『和蘭語法解(オランダ語法解)』の原典は Peyton の英文法書か」(『外国語教育論集』第28号、筑波大学外国語センター、2006)
- 勝俣詮吉郎 『日本英學小史』研究社、1936
- 北山長貴 「斎藤秀三郎著『英文法初歩』について(2)」(『山形県立米沢女子短期大学紀要』(40)、山形県立米沢女子短期大学、2010)
- 斎藤浩一 「日本の学習英文法史: 「国産」文法項目を中心に」(『言語情報科学』(9)、東京大学大学院総合文化研究科言語情報科学専攻、2011)
- 重久篤太郎 『江戸英学史の片影』同志社高等商業学校商業研究会、1932  
『日本近世英学史』教育図書、1941

- 朱鳳 「馬禮遜的漢訳西書封日本的影響—以《英國文語凡例傳》為例」(『アジア文化交流研究』第3号、関西大学アジア文化交流センター、2008)  
『モリソンの「華英・英華字典」と東西文化交流』白帝社、2009
- 杉本つとむ 「小関三英に関する覚書—書翰と文典断片(新資料)」(『国文学研究』39、早稲田大学国文学会、1969)  
『日本英語文化史の研究』八坂書房、1985
- 高梨健吉 『日本の英語教育史』大修館書店、1975
- 竹村覺 『日本英學發達史』研究社、1933
- 豊田實 『日本英学史の研究』岩波書店、1939
- 服部隆 「主語と述語：明治期の文法用語」(『上智大学国文学科紀要(19)』上智大学、2003)
- 飛田良文 「英文典直訳と欧文直訳体」(『日本語の研究<特集>資料研究の現在』第4巻1号、国際基督教大学アジア文化研究所、2008)
- 水野修身 「幕末・明治期の英文法における'Gerund'の概念について」(『埼玉学園大学紀要. 経営学部篇創刊号』埼玉学園大学、2001)
- 柳浦恭 「斎藤秀三郎とスウィントン英文典」(『千葉経済大学短期大学部研究紀要』第6号、千葉経済大学短期大学部、2010)